



(号外)
独立行政法人国立印刷局

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

目次

〔省 令〕

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(農林水産六一)

〔告 示〕

○農薬を登録した件
(農林水産八六七～八七二)
○農薬を再登録した件
(同八七三、八七四)
○農薬の登録が失効した件(同八七五)

〔公 告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係

一〇七
一〇八
一〇九
一〇六
一〇七
一〇八
一〇九

省 令

○農林水産省令第六十一号
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)を実施するため、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年七月三日
農林水産大臣 赤城 徳彦

省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成十八年農林水産省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十六条 法第七条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附則の次に次の一様式を加える。
別記様式(第16条関係)

表

第 号	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律 第7条第1項の立入検査をする職員の身分証明書
官 職	氏 名
年 月 日 生	年 月 日 発行
農林水産大臣	印
(押出スタンプ)	

裏

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律抜粋

(報告及び検査)

第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第三条第一項各号若しくは第四条第一項の交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。